

立山町立小中学校
保護者各位

立山町教育委員会

新型コロナウイルス感染症に係る出席等の取扱いについて

日頃より、本町の教育行政にご理解、ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

現在、新型コロナウイルス感染者が町内でも多数発生しており、各学校においては、児童生徒の健康観察や全員のマスク着用をはじめ、できる限りの感染予防対策を講じております。

つきましては、今後の感染状況等による出席等の取扱いについては、以下のとおりとします。

1. 児童生徒等の本人が感染した場合

- ・学校保健安全法第19条に基づき、**出席停止**となります。
(本人が欠席した日の前日から起算して原則14日間。ただし、症状やウイルス株等の差異により期間は異なります。)
- ・状況によっては、臨時休校、学級閉鎖を実施します。

2. ① 児童生徒等の本人が濃厚接触者として特定された場合

- ・学校保健安全法第19条に基づき、**出席停止**となります。
※出席停止の期間については、中部厚生センター及び学校等の協議により決定します。

② 児童生徒等の本人が、濃厚接触者ではないが念のためPCR検査等を受ける場合

- ・児童生徒本人の登校を差し控えていただくようお願いします。その場合は、欠席とはならず出席停止の扱いとなります。

3. ① 児童生徒等の同居家族等が濃厚接触者として特定された場合

変更案

別紙のとおり 2ページ目先頭 確認

② 児童生徒等の同居家族等が、濃厚接触者ではないが念のためPCR検査等を受ける場合

- ・児童生徒本人の登校を差し控えていただくようお願いします。その場合は、欠席とはならず出席停止の扱いとなります。

4. その他

- ・上記1～3以外の場合であって、児童生徒等に発熱・せき・頭痛等の風邪の症状が見られる場合は、自宅待機をお願いします。
- ・新型コロナウイルス感染症に関する事由で、保護者の判断により、児童生徒を欠席させる場合については、**出席停止**とします。
- ・感染の疑い等があれば、**中部厚生センター（電話番号 076-472-0637）**へご相談をお願いします。また、そのような場合は、学校へもご連絡願います。
- ・教職員が感染した場合等についても児童生徒同様に取り扱います。
- ・これまでどおり、各ご家庭での基本的な感染防止対策の徹底（マスク着用、こまめな手指消毒 等）をお願いします。

<変更点>

本人も含め、同居家族が無症状の場合は、濃厚接触者が感染者に最後に濃厚接触した日の翌日から起算して7日間程度、出席を控えていただくようお願いします。（この間は、出席停止とします。）

ただし、この期間中、濃厚接触者の同居家族、又は本人に症状が出た場合は、中部厚生センター等の指示に従っていただくようお願いします。